

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン 新旧対照表

改正後	現行
I - 1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方	
<p>(略)</p> <p>このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外為法や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（国際テロリスト等財産凍結法）をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた態勢の構築が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>本ガイドラインは、こうしたモニタリングに当たって、金融当局として、各金融機関等において「対応が求められる事項」を明確化するとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方等を示すものである。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外為法や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（国際テロリスト財産凍結法）をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた態勢の構築が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>本ガイドラインは、こうしたモニタリングに当たって、金融当局として、各金融機関等において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を明確化するとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方等を示すものである。</p> <p><u>さらに、金融機関等におけるフォワード・ルッキングな対応を促す観点から、過去のモニタリングや海外の金融機関等において確認された優良事例を、他の金融機関等がベスト・プラクティスを目指すに当たって参考となる「先進的な取り組み事例」として掲げている。</u></p> <p>(略)</p>
I - 4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応	
(略)	(略)

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>また、金融庁は、金融機関等における理解を促進すること等を目的として、必要に応じて、本ガイドラインで示す「<u>対応が求められる事項</u>」や当局としてのモニタリングのあり方等についての考え方を示す文書等を作成・公表している。金融機関等は、そうした文書等にも留意しつつ、マネロン・テロ資金供与対策に取り組むことが必要である。</p> <p>なお、平成 28 年 10 月に施行された改正犯収法においては、国や特定事業者によるリスク評価が導入されているところ、本ガイドラインにおいては、これらも包含しながら、金融機関等におけるリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減に係る措置及びその実効性を確保するために「<u>対応が求められる事項</u>」を記載している。本ガイドラインで言及していない部分であっても、業態ごとの監督指針等や、特定事業者全般に係る「<u>犯罪収益移転防止法に関する留意事項について</u>」「<u>疑わしい取引の参考事例</u>」等に留意する必要があることはいうまでもない。</p> <p>(略)</p>	<p>また、「<u>対応が求められる事項</u>」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「<u>対応が期待される事項</u>」として記載している。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>なお、平成 28 年 10 月に施行された改正犯収法においては、国や特定事業者によるリスク評価が導入されているところ、本ガイドラインにおいては、これらも包含しながら、金融機関等におけるリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減に係る措置及びその実効性を確保するために「<u>対応が求められる事項</u>」「<u>対応が期待される事項</u>」等を記載している。本ガイドラインで言及していない部分であっても、業態ごとの監督指針等や、特定事業者全般に係る「<u>犯罪収益移転防止法に関する留意事項について</u>」「<u>疑わしい取引の参考事例</u>」等に留意する必要があることはいうまでもない。</p> <p>(略)</p>
II - 2 リスクの特定・評価・低減 (1) リスクの特定	
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>【対応が期待される事項】</u></p>

改正後	現行
	<p>a. <u>自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等</u>に関し、<u>リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握すること</u></p>
II - 2 リスクの特定・評価・低減 (2) リスクの評価	
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. <u>自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し（リスク・マップ）、これを機動的に見直すこと</u></p>
II - 2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (ii) 顧客管理 (カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD)	
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. <u>団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること</u></p> <p>【先進的な取組み事例】</p> <p><u>外国 PEPs について、外国 PEPs に該当する旨、その地位・職務、離職している場合の離職後の経過期間、取引目的等について顧客に照会し、その結果や居住地域等を踏まえて、よりきめ細かい継続的顧客管理を実施している事例。</u></p>

改正後	現行
II - 2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (iii) 取引モニタリング・フィルタリング	
<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</p> <p>イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること</p> <p>ロ. 上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</p> <p>ハ. 検知した取引の疑わしさの度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等に応じて、適切なリスク低減措置を講ずること</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</p> <p>イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること</p> <p>ロ. 上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
II - 2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (vi) IT システムの活用	
<p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>【先進的な取組み事例】 顧客リスク評価を担当する部門内に、データ分析の専門的知見を有する者を配置し、個々の顧客情報や取引情報をリアルタイムに反映している事例。</p>
II - 2 リスクの特定・評価・低減 (4) 海外送金等を行う場合の留意点 (i) 海外送金等	
<p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>【先進的な取組み事例】</p>

改正後	現行
	<p><u>コルレス先管理について、コルレス先へ訪問してマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢をヒアリングするほか、場合によっては現地当局を往訪するなどの方法も含め、書面による調査に加えて、実地調査等を通じたより詳細な実態把握を行い、この結果を踏まえ、精緻なコルレス先のリスク評価を実施し、コルレス先管理の実効性の向上を図っている事例。</u></p>
<p>II - 2 リスクの特定・評価・低減（４）海外送金等を行う場合の留意点（ii） 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等</p>	
<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価・<u>低減</u>に当たっては、輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等（実質的支配者を含む）のリスクも勘案すること</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価に当たっては、輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等（実質的支配者を含む）のリスクも勘案すること</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. <u>取引対象となる商品の類型ごとにリスクの把握の鍵となる主要な指標等を整理することや、取扱いを制限する商品及び顧客の属性をリスト化することを通じて、リスクが高い取引を的確に検知すること</u></p> <p>b. <u>商品の価格が市場価格に照らして差異がないか確認し、根拠なく差異が生じている場合には、追加的な情報を入手するなど、更なる実態把握等を実施すること</u></p> <p>c. <u>書類受付時に通常とは異なる取引パターンであることが確認された場合、書類受付時と取引実行時に一定の時差がある場合あるいは書類受付時から取引実行時までの間に貿易書類等が修正された場合には、書類受付時のみならず、修正時及び取引実行時に、制裁リスト等と改めて照合すること</u></p>

改正後	現行
	<p>d. 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等の管理のために、IT システム・データベースの導入の必要性について、当該金融機関が、この分野において有しているリスクに応じて検討すること</p>
<p>Ⅱ - 2 リスクの特定・評価・低減（５）新技術の活用</p>	<p>Ⅱ - 2 リスクの特定・評価・低減（５）FinTech 等の活用</p>
<p>(略)</p> <p>こうした新技術のマネロン・テロ資金供与対策への活用は、今後も大きな進展が見込まれるところであり、金融機関等においては、当該新技術の有効性を検討し、他の金融機関等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行っていくことが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①新技術の有効性を検討し、他の金融機関等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行うこと</p>	<p>(略)</p> <p>こうした新技術のマネロン・テロ資金供与対策への活用は、今後も大きな進展が見込まれるところであり、金融機関等においては、当該新技術の有効性を積極的に検討し、他の金融機関等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行っていくことが期待される。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a.新技術の有効性を積極的に検討し、他の金融機関等の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行うこと</p>
<p>Ⅲ - 1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）</p>	
<p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p>

改正後	現行
	<p>a. <u>マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置すること</u></p> <p>b. <u>同様に、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けること</u></p> <p>c. <u>マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること</u></p> <p><u>また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うこと</u></p>
<p>Ⅲ－２ 経営陣の関与・理解</p>	
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>【対応が期待される事項】</u></p> <p>a. <u>役職員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与対策の遵守・取り組み状況等を適切に勘案すること</u></p>
<p>Ⅲ－３ 経営管理（三つの防衛線等） <u>(４) マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の外部委託先の管理</u></p>	
<p><u>各金融機関等において、業務の特性等を踏まえ、項目によっては、マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託することも考えられる。外部委託に伴う様々なリスクの管理等について、関連する法令の規定をその適用関係に応じ遵守し、業態ごとの監督指針等に留意することは当然として、それに加えて、特にマネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合には、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から、外部委託する業務に係る外部委託先の態勢を検証することが求められる。</u></p> <p><u>【対応が求められる事項】</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>①マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合に、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確認する観点から外部委託先の態勢を検証すること</p>	
<p>Ⅲ－４ グループベースの管理態勢</p>	
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>【先進的な取り組み事例】</u> 以下のように、本部がグループ共通の視点で海外拠点等も含む全社的なリスクの特定・評価を行いつつ、<u>実地調査等を踏まえて各拠点に残存するリスクを実質的に判断し、グループベースの管理態勢の実効性強化に役立っている事例。</u> <u>具体的には、海外拠点等を含む全社的なマネロン・テロ資金供与対策プログラムを策定し、これに基づき、本部のマネロン・テロ資金供与対策主管部門において、拠点別の口座数、高リスク顧客数等の情報を一括管理し、海外拠点等も含む各部門・拠点のリスクを共通の目線で特定・評価している。</u> <u>その上で、部門・拠点ごとの低減措置につき、職員の人数、研修等の実施状況、IT 等のインフラの特異性等も踏まえながら、各拠点と議論した上で低減措置の有効性を評価している。</u> <u>さらに、低減措置を踏まえてもなお残存するリスクについては、必要に応じて本部のマネロン・テロ資金供与対策主管部門が実地調査等を行い、残存するリスクが高い拠点については監視・監査の頻度を上げるなど、追加の対策を講じ、全社的な対策の実効性を高めている。</u></p> <p><u>【先進的な取り組み事例】</u> <u>グループベースの情報共有について、グループ全体で一元化したシステムを採用し、海外拠点等が日々の業務で知り得た顧客情報や取引情報を日次で更新す</u></p>

改正後	現行
	<p><u>るほか、当該更新情報を本部と各拠点で同時に共有・利用することにより、本部による海外拠点等への監視の適時性を高めている事例。</u></p>
<p>Ⅲ－５ 職員の確保、育成等</p>	
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>【対応が期待される事項】</u></p> <p><u>a.海外拠点等を有する金融機関等グループにおいて、各海外拠点等のリスク評価の担当者に対して、単にリスク評価の手法についての資料等を作成・配布するのみならず、リスク評価の重要性や正確な実施方法に係る研修等を当該拠点等の特殊性等を踏まえて実施し、その研修等の内容についても定期的に見直すこと</u></p> <p><u>b.海外拠点等を有し、海外業務が重要な地位を占める金融機関等グループにおいて、マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員が、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向について、有効な研修等や関係する資格取得に努めるよう態勢整備を行うこと</u></p>